

一般社団法人日本栄養学教育学会 細則集

会員等に関する細則

第1条 当法人に入会を希望する個人及び団体は、定款第10条に基づき入会申込みを行い、入会年度の年会費を全額納入しなければならない。

2 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 10,000円
- (2) 団体会員 20,000円
- (3) 賛助会員 50,000円
- (4) 学生会員 3,000円

3 年会費の変更は、定款第20条第6号に基づき、代議員総会の決議を必要とする。

第2条 入会の翌年度以降、会員は年度内（8月1日から翌年7月31日まで）に1年分の会費を納入しなければならない。

第3条 名誉会員は年会費及び学術総会の費用を免除する。終身会員は年会費を免除する。

第4条 団体会員及び賛助会員である団体は、担当者等を変更したときは、その旨を理事長に申し出るものとする。

第5条 会員が退会した場合においても、未履行の義務は免れない。

第6条 定款第13条に基づき会員資格を喪失した会員の会員履歴保存期間は、2年とする。

2 1年間会費を滞納した会員は、当該会費が納入されるまで、定款第8条に定める会員の権利のすべてを停止する。

第7条 定款第13条第1号により退会した者は、原則として再入会を認めない。ただし、未納会費を全額納付した場合は、この限りでない。

第8条 諸般の事情により休会を希望する会員は、所定の休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。休会期間は2年以内とし、これを超える場合は再度休会届を提出するものとする。なお、休会期間中は定款第8条に定める会員の権利のすべてを放棄しなければならない。

第9条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則

本細則は、平成 24 年（2012 年）8 月 1 日から施行する。

本細則は、令和 7 年（2025 年）9 月 11 日から施行する。

理事及び監事に関する細則

第 1 条 定款第 28 条及び第 29 条に基づき、理事及び監事に関する事項は本細則に定める。

第 2 条 当法人の役員として、理事 3 名以上 15 名以内及び監事 2 名以内を置き、代議員総会の決議によって選任する。

第 3 条 理事の選出方法は、次の各項による。

- 1 理事選挙は、4 年に 1 回行うものとする。
- 2 代議員は、理事選挙管理委員会が作成した理事候補者名簿の中から、11 名以内を投票する。
- 3 選挙権を有する者は、すべての代議員とする。
- 4 被選挙権を有する者は、選挙の年の 9 月 1 日時点で満 70 歳未満の代議員とする。
- 5 得票数が同数の場合は、会員歴の長い者を理事に選出する。
- 6 理事長は、本条の規定にかかわらず、男女比、専門分野及び地域等を考慮し、選出された理事のほかに 4 名以内の理事を指名することができる。

第 4 条 理事選挙管理委員会は、次の各項による。

- 1 理事選挙に関する事項は、理事選挙管理委員会が行う。
- 2 委員会の委員は、理事会において個人会員の中から 3 名を選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選による。
- 4 委員の任期は、当該選挙の終了までとする。
- 5 委員会の事務は、学会事務局が行う。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5条 理事の任期中に欠員が生じた場合は、当該専門分野の次点者がその任に就き、任期は前任者の任期満了日までとする。

第6条 監事は、理事長が指名し、代議員総会の決議を得るものとする。

2 監事の任期は4年とし、再任を妨げない。

第7条 監事が任期中に辞任した場合は、前条の規定に準じて後任者を選任し、その任期は前任者の任期満了日までとする。

第8条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則

本細則は、平成24年（2012年）8月1日から施行する。

本細則は、令和7年（2025年）9月11日から施行する。

学術総会に関する細則

第1条 定款第42条に基づき、学術総会に関する事項は本細則に定める。

第2条 学術総会は、毎年1回開催する。

第3条 学術総会に、次の役職を置く。

(1) 学術総会会長 1名

(2) 学術総会副会長 若干名

第4条 学術総会会長は、理事会が推薦し、代議員総会の決議を経て、理事長が委嘱する。

2 学術総会会長は、当該年度の学術総会を組織し、運営に当たる。

第5条 学術総会副会長は、学術総会会長が委嘱する。

2 学術総会副会長は、学術総会会長を補佐し、学術総会会長に事故があるときは、あらかじめ指名された順序によりその職務を代行する。

第6条 理事会は、次期学術総会会長を原則として推薦するものとする。

第7条 学術総会会長及び次期学術総会会長の任期は、推戴された年の学術総会終了翌日から、当該学術総会会長主催の学術総会終了日までとする。ただし、学術総会会長の重任はできない。

第8条 学術総会会長及び次期学術総会会長は、理事会に出席するものとする。ただし、議決権は有しない。

第9条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則

本細則は、平成24年（2012年）8月1日から施行する。

本細則は、令和7年（2025年）9月11日から施行する。

事務局に関する細則

第1条 当法人は、当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第2条 事務局に関する事項は、本細則に定める。

第3条 理事長は、事務局を組織し、運営する。

第4条 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長及び事務局職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局長及び事務局職員は、理事長の指示により事務に従事する。

第5条 事務局に、次の規則を整備する。

(1) 事務処理規則

(2) 就業規則

(3) 職員給与規則

(4) 職員退職給与規則

(5) 会計処理規則

第6条 本細則の改定は、理事会の決議によるものとする。

附則

1 事務局は、当分の間、株式会社同文書院に設置し、事務を委託する。

2 本細則は、平成 24 年（2012 年）8 月 1 日から施行する。

3 本細則は、令和 7 年（2025 年）9 月 11 日から施行する。